様式第6号（第11条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市省エネルギー設備導入費補助金交付決定及び交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった丸亀市省エネルギー設備導入費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件

　　(1)　脱炭素の普及啓発を図るために市が実施する取組に協力すること。

　　(2)　本事業で設置した省エネ設備を法定耐用年数の期間内に処分しようとする場合には、あらかじめ市長に届出をし、承認を得ること。

　　(3)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備、保管しておくこと。期間は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間とします。